

災害時に命を守る一人ひとりの防災対策

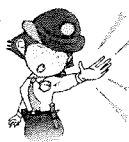
「災害の備えをお早めに！」

6月は、梅雨時期に入り大雨や洪水等の影響から土砂災害の危険性が高くなる月です。

自然災害は時として、想像を超える力で襲ってきます。

しかし、日頃から防災対策をしておけば、被害を少なくすることが出来ます。

自分の身、また、家族の身の安全を守るために一人ひとりが日頃から防災意識を高めておく必要があります。



～必要な備えのポイント～

- 1 家屋の安全対策
→家具の転倒防止対策
- 2 緊急地震速報の活用及び防災無線の確保
→携帯電話機の災害アラーム機能をオンにする等
- 3 ライフラインの確保、避難場所の事前確認
→非常食、避難場所を確認
- 4 安否確認方法の事前共有
→家族で事前に安否確認方法等を話し合っておく

広島県

2024年の梅雨入り（気象庁）

6月20日

2025年の梅雨入り予想（日本気象協会）

6月上旬頃 ※平年並み



6月17日は、「おまわりさんの日」??

1874年6月17日、日本で初めて「巡查制度」が導入され、警察官という職業が誕生しました。

このことから6月17日が、おまわりさんの日として制定されています。

おまわりさんの由来とは??

警察官が街をパトロール（巡回）することから「巡る」という言葉が基になって「おまわりさん」と呼ばれています。

この日は、県民の皆さまへ、より防犯意識を高めていただくために様々な広報活動を行っています！



国際電話からの特殊詐欺を防ぎましょう！

国際電話の利用休止手続きをすれば、国際電話からの着信を止めることができます！

簡単な一枚の利用休止申込書を書けば、警察官が代理で申込書を送ることもできます。（国際電話不取扱センターへ送付）

固定電話を利用されている方で、国際電話を普段使わない人は、詐欺から自分や家族を守るため国際電話の利用休止を検討しましょう！

詳しくは、巡回連絡で訪問した警察官や大崎上島分庁舎(0846-62-0110)までお問合せを。

県警公式

SNS

にて

情報発信中!!



Instagram



hp_maplekun

X



@HP_maplekun

Facebook



@HP_maplekun

YouTube



公式チャンネル

▲二次元コードをスマートフォン等で読み取ってください

竹原警察署 0846-22-0110

緊急時の場合や事件の通報は110番または最寄りの警察署へ



神 かの
峰 みね



発行所

竹原警察署

大崎上島分庁舎

0846-62-0110

農薬を使用する皆さんへ

農薬は正しく使いましょう！！

【広島県農薬危害防止運動】

6月1日～8月31日

農薬危害防止講習会に参加しましょう

- 農薬取締法や毒物及び劇物取締法等の関係法令、農薬の飛散防止対策等、農薬の安全かつ適正な使用及び保管管理に必要な基礎知識を学習できます。(現地開催は事前申込不要)

広島県 農薬危害防止運動

検索

クリック

開催日	時間	場所
令和7年6月3日(火)	13:20～16:00 (受付時間:12:50～)	【三次市】三次市十日市南1-2-18 十日市きんさいセンター 1Fホール
令和7年6月17日(火)	※希望者に対し、講習会終了後、 広島県植物防疫協会による広 島県農薬適正使用アドバイザー の認定試験が行われます。	【福山市】福山市東深津町3-2-13 備後地域地場産業振興センター 4F大会議室
令和7年7月1日(火)		【広島市】広島市中区基町10-52 広島県庁本館6階講堂

※入場者多数の場合は、入場をお断りする場合があります。また、会場によっては、駐車場の数に制限があります。特に、広島会場は公共交通機関を利用してお越しください。

※農薬危害防止運動の期間中、オンデマンド方式により講習会内容を配信します(事前申込必要)。詳細は県ホームページをご覧ください。

周辺住民等にお知らせを！

- 農薬を散布するときは、周辺住民や近隣の農作物栽培者、養蜂家への周知を徹底しましょう。
- 無人航空機（無人ヘリコプターのみ）により空中散布を行うときは、県へ実施計画書を提出しましょう。

購入、使用の前に商品ラベルの確認を！

- 農薬に関する最新の情報収集に努めましょう。
- 必ず登録農薬（「農林水産省登録第〇〇〇〇〇号」という記載のある農薬）を使用しましょう。
- 農薬の有効期限を確かめて計画的に購入しましょう。
- 農薬ラベルに記載された事項（適用作物、使用量・希釈倍率、使用時期、総使用回数等）を必ず守りましょう。
- 毒物・劇物の農薬を購入するには、印鑑が必要です。
また、18才未満の人は購入することができません。



農薬ラベルを確認

飛散防止の徹底を！

- 近接ほ場で栽培されている作物、学校、公園、住宅地周辺、蜜蜂等への農薬飛散防止対策を徹底しましょう。

※基準を超える農薬が残留する農作物の販売等は禁止されています。

- クロルピクリンを含有する農薬を使用する時は、農薬揮散防止対策を徹底しましょう。

風の強さ、風向きに注意。



他の容器に移しかえない！記帳、保管をしっかりと！

- 毒物である農薬は「医薬用外毒物」、劇物である農薬は「医療用外劇物」の表示をした、鍵のかかる専用の保管庫への保管が義務付けられています。

※食品類とは区分して、作業に関係のない者が手にすることのないように！

- 農薬を他の容器（清涼飲料水の容器等）へ移し替えてはいけません。

- 盗難、紛失の場合は、直ちに最寄りの警察署へ、漏れ・流出等で多数の人に危害が生じるおそれがあるときは、保健所・警察署・消防機関へ届け出ましょう。

- 保管及び運搬の際は、農薬が漏れたり、流出したりしないよう注意しましょう。

※容器等は完全に密栓し、破損がないことを十分に確認しましょう。

- 不用農薬・空容器等の処理は、産業廃棄物処理業者に処理を委託するなど適切に行いましょう。

- 農薬の使用簿に必要事項（年月日、場所、作物、農薬名、使用量・希釈倍数等）を記帳しましょう。

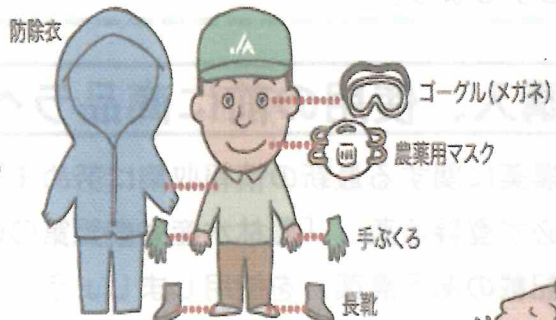


農薬事故を防ぎましょう！

- 朝夕の涼しい時に散布し、同じ人による2時間以上の散布作業は避けましょう。

- 散布中、めまいや頭痛がしたり、気分が少しでも悪くなったりした人は、直ちに医師に使用した農薬名を告げて診察を受けましょう。

- 散布後は、散布器具・作業衣や身体に農薬が残らないよう、しっかり洗浄しましょう。
また、飲酒しないで早く寝ましょう。



手ふくろ

長靴



※農薬についてのお問い合わせは、県庁農業技術課（Tel:082-513-3559）へ
※毒物又は劇物についてのお問い合わせは、県庁薬務課（Tel:082-513-3222）へ

イラスト
J A 全農提供

ごみステーションに 関するお願い

電池類専用回収容器の取扱いについて、
区民の皆様へ周知の御協力をお願いします。

- ① ごみステーションに電池類専用回収容器を固定すると、ごみの収集に支障がありますので固定しないでください。



このように、電池類専用回収容器を
ごみステーションに固定しないでく
ださい。

- ② 電球は、電池類専用回収容器に入れないでください。

ア 水銀を含む電球（蛍光灯）は、有害ごみの収集日に目の付きやすい所に出してください。

イ 水銀を含まない電球（白熱球）は不燃物（ビン・陶器類）の収集日に備え付けの専用容器（不燃物缶）に入れて出してください。

ウ LED は可燃物の収集日に町指定ごみ袋に入れて出してください。

※ 分別の詳細については、ごみ分別ガイドをご確認いただき、わからないことがありましたら、環境衛生課環境衛生係にお問い合わせください。